

## 2 価格対策業務

### 1) 補助・助成事業

#### (1) 独立行政法人農畜産業振興機構補助事業

##### ① 肉用子牛生産者補給金制度

契約肉用子牛 1 頭当りに必要な生産者積立金を生産者の負担金と県、国の助成により造成し、四半期毎の平均売買価格が肉用子牛の再生産を確保することを旨として設定された「保証基準価格」を下回った場合に、生産者補給金を交付する事業を実施する。

##### ② 肉用子牛生産者補給金制度運営体制整備強化事業

###### a) 肉用子牛生産者補給金制度運営適正化事業

###### (a) 制度運営適正化推進

補給金制度に係る業務を適正に実施するため、肉用子牛の個体識別及び個体登録、販売・保留の確認、制度推進の啓蒙・指導等円滑な業務推進と新統一電算システムによる機構への業務執行状況の報告を行う。

###### (b) 指定協会調査指導

補給金制度の適正な実施体制の確保を図るため、事務委託先及び契約生産者に対する補給金交付契約の内容、手続等、事務の実施状況について定期的な点検、調査、指導を行う。

###### b) 指定協会運営体制支援事業

補給金制度の円滑な実施を図るため、指定協会の運営体制を強化するための財政支援を受け、運営基盤の強化を図る。

##### ③ 肉用牛肥育経営安定特別対策事業

肉用牛肥育経営の粗収益が生産コストを下回った場合に、生産者積立金と機構からの補助金により造成した基金から生産者に対して、1 頭当たりの粗収益と生産費との差額の 8 割を補填金として交付することにより、肉用牛肥育経営の安定を図るための事業を実施する。

##### ④ 肉用牛繁殖経営支援事業

肉用牛繁殖経営は、子牛出荷までの生産期間が長いため資本回転率が低く多額の運転資金を必要とし、子牛価格の変動の影響を受けやすいという特徴を有しているため、肉用子牛生産者補給金制度を補完し、子牛価格が家族労働費の 8 割水準を下回った場合に差額の一部を補てんすることにより、繁殖経営の所得を確保し、肉用牛繁殖経営基盤の安定を図るための事業を実施する。

### 2) 受託事業

#### (1) 独立行政法人農畜産業振興機構受託事業

##### ① 養豚経営安定対策事業

養豚事業者、養豚関係者等を対象に、事業開始時及び事業内容の変更のあった時等必要に応じて事業説明会等を開催し、事業内容の周知を図る。

また、事業の適正な実施を図るための勉強会開催及び事業の執行状況に係る確認等連絡調整を行う。

(2) 一般社団法人家畜改良事業団受託事業

- ① 肉用牛産肉能力平準化促進事業等における調査牛の生産・取得・肥育のための事業  
全国的に供用可能な種雄牛を選抜し、精液を安定的に供給するとともに我が国肉用牛の産肉能力の迅速な向上と高位平準化に資することを目的とする事業について、調査牛の生産・取得・肥育に係る調査業務を実施する。

3) その他

- (1) 事業推進に必要な調査を実施する。  
(2) 関係団体、関係事業との協力を努める。